

## 島根県障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 島根県障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、島根県障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和38年島根県条例第33号）並びに補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、物価上昇の影響がある中でも、障がい福祉サービス事業所・施設等（以下「障がい福祉サービス事業所等」という。）が、必要な障がい福祉サービスを円滑に継続できるよう、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費や災害発生時に必要となる設備・備品の購入費用を補助することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は、実施要綱に基づき、障がい福祉サービス事業所等を運営する法人が行う障がい福祉サービス継続に係る事業を対象とし、交付率は10/10とする。

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、前条に定める交付対象事業を行う者（以下「交付事業者」という。）が実施する次の表の左欄に掲げる事業に係る同表の中欄の対象経費について、同表の右欄に定める額とする。

事業	対象経費	交付額
島根県障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	実施要綱2の対象経費	障がい福祉サービス事業所等ごとに、実施要綱別表に定める基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

2 交付事業者が地方公共団体である場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 前項第1号から第4号までに掲げる条件
- (2) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める日までに、様式第1号による申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更する場合には、様式第2号による変更交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第5条第1項第1号の軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 交付の目的に変更をもたらさず、かつ、より能率的な交付の目的の達成に資すると認められる内容の変更
- (2) 交付の目的及び事業効果に関係しない事業計画の細部の変更
- (3) 経費の目的に実質的な変更をもたらさない経費の配分の変更
- (4) 経費の効率的な使用に資するものであり、交付の目的の達成に支障がないと認められる経費の配分の変更

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、交付金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 交付事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 この補助金の事業実績報告は、様式第4号による実績報告書に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

(県内中小企業者への優先発注)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施にあたって、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、島根県中小企業・小規模企業振興条例（平成27年島根県条例第45号）に基づき、県内に事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するように努めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年3月26日から施行する。